

工事材料価格の急激な変動に伴う長岡市建設工事 請負基準約款第 26 条第 5 項の適用について

鋼材類及び燃料油が高騰していることから、長岡市建設工事請負基準約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）について、下記のとおり適用することとしました。

記

- 1 対象工事材料
鋼材類及び燃料油

- 2 発注者負担分
対象となる工事材料の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の 1%を超える額

- 3 適用開始日
平成 20 年 6 月 13 日

- 4 対象工事
 - ・適用開始日時点で施工中の工事（中止中の工事を含む）
 - ・適用開始日以降に契約する工事

- 5 請求手続き及び金額算出方法等
詳細については、今後、お知らせします。

※ 単品スライド条項とは

特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となった場合に、契約金額の変更を可能とするものです。

担当：長岡市財務部契約検査課工事契約係
電話 0258-39-2210（直通）